

令和5年3月 2日開会
令和5年3月 17日閉会

令和5年

第1回定例会会議録
(3日目)

小豆島町議会

開議 午後1時00分

○議長（中松和彦君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところでお集まりくださいます、ありがとうございます。

本日は3月2日に各常任委員会へ付託しました議案等の委員会審査報告、また追加議案が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月10日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

本日の欠席届出議員は9番三木議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後1時01分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案の審査報告を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第1 議案第3号～5号及び議案第14号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（中松和彦君） それでは、日程第1、議案第3号から議案第5号及び議案第14号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） 令和5年3月17日。小豆島町議会議長中松和彦殿。総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月2日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和5年3月7日、8日、9日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め、詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第3号小豆島町オリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上です。

○議長（中松和彦君） 委員長報告が終わりました。

議案第3号から議案第5号及び議案第14号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第15号～20号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、議案第15号から議案第20号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。鍋谷副委員長。

○教育民生常任副委員長（鍋谷真由美君） 令和5年3月17日。小豆島町議会議長中松和彦殿。教育民生常任委員会委員長三木卓。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月2日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和5年3月10日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め、詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第15号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第17号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第18号令和5年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第19号令和5年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

個別意見。介護保険施設事業における介護老人保健施設について、今後のあり方を検討されたい。以上です。

○議長（中松和彦君） 委員長報告が終わりました。

議案第15号から議案第20号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第3号～5号及び議案第14号～20号に対する討論及び採決

○議長（中松和彦君） それでは、日程第3、議案第3号から議案第5号及び議案第14号から議案第20号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第3号小豆島町オーリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島町オリーブの实りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例について反対の立場で討論をいたします。

この条例は、自公政権が2021年5月に成立させたデジタル関連法の一環です。個人情報の保護に関する法律が改定され、これまで条例をつくって個人情報保護制度を運用してきた地方自治体は同法の適用を受けるとし、同法の施行に必要となる事項について定めるとともに、従来の小豆島町個人情報保護条例を廃止するというものです。

デジタル関連法の中心部分は、国や地方自治体を持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で進めようとするものです。

日本共産党は、国会で関連法に対し、個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題があるとして反対しました。デジタル関連法の中の重要な柱の一つが個人情報保護の改定で、地方自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護に関する規則がデータ流通の支障になるとして、改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するとしました。地方自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせようとするところが大きな問題点であり、今回の条例は、こうした国の方針に追随するものです。

国がこのたび改定した個人情報保護法の共通ルールに、町の個人情報保護を委ねてしまうとどうなるでしょうか。何よりも、法による共通ルール化の最大の目的は、匿名加工情報制度、すなわちオープンデータ化とオンラインによる情報連携を地方自治体に行わせることです。そのため、改定された個人情報保護法で規定される事項は、改正法の内容に切り替えられ、収集の制限や目的外利用、外部提供などの利用の制限、オンライン結合の制限などの歯止めは取り外されてしまいます。地方自治体が保有する個人情報は、公権力を行使して取得をしたり、申請、届出に伴い義務として提出されたものです。介護、子育て、教育、健康など、地方自治体を持つ膨大な住民サービスに関わる情報は、個人情報の

宝庫です。それを企業の利益活動を含めて制限なく外部提供し、加工情報とはいえ、個人に関する情報を外部に流通させ、目的外利用を際限なく進めれば、明らかに自己情報コントロール権、プライバシー権は後退してしまうこととなります。以上、個人情報保護法施行条例の制定と従来の個人情報保護条例の廃止は、憲法に基づく自己情報コントロール権が大きく後退するとともに、チェック機関である審議会機能も縮小させ、地方自治をも後退させるものであり、本条例に反対します。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、議案第4号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

社会のデジタル化に伴うデータ流通の増大、また個人情報の有用性に配慮した個人の権利、利益の保護及び個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、個人情報の保護に関する法律が改正されました。現在、各自治体間で条例の規定や運用が異なっていることから、各種情報連携に支障が生じています。今回の条例では、全国的な共通ルールの下で運用されることになり、例えば災害時における情報提供が円滑に行えるなど課題解消に寄与するものと考えます。そういうことから、私は議案第4号に賛成いたします。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第4号小豆島町個人情報保護法施行条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町情報公開・個人情報保護審査会条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

予算には、学校給食費の無償化、空き家資源活用事業、公共交通確保のための実証運行、さらにゼロカーボンアイランド宣言など、これまで町民が求めてきた積極的な施策が多数盛り込まれており、その点については大いに歓迎し賛成するものです。しかし、コロナで打撃を受けた上に、電気代、食料品などの物価高騰、そして医療、介護の負担増、年金の減額など、国の悪政に苦しむ町民の命と暮らしを守る施策は足りないと思います。介護保険料などの負担軽減あるいは給付金の増額など必要だと思います。その上、部落解放同盟への補助金をはじめとする同和関連予算も見直しがされず、予算となっております。そして、マイナンバーカードの強要。マイナンバーは、これを入りに様々な個人情報を得ることができ、町民は大きな不安を持っております。これも許せないと考えます。以上、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算に反対をいたします。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第14号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

令和5年度小豆島町一般会計予算は、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりを目指し、産業の振興と雇用基盤の強化、公共交通の確保と港の再整備、教育施設の再編による教育、子育て環境の充実、集落活性と空き家活用などの事業の推進に必要な予算が計上されておりますので、私は議案第14号に賛成するものであります。

同和問題に関する予算につきましては、これまでも様々な施策を実施してきたところですが、完全な部落差別の解消には至っておらず、まだまだ憂慮すべき状況にあります。部落差別解消法では、施策の推進は国及び地方公共団体の責務と規定されており、事業の推進は法に基づくものでありますので、私はその関連する予算に賛成をいたします。

また、マイナンバー制度は、行政デジタル化の基盤となる制度であり、住民の利便性を

向上するとともに、行政の無駄を削減し、公正公平できめ細やかな社会保障が的確に行われる社会を実現するために不可欠な制度でありますので、私はその関連する予算に賛成いたします。以上です。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第14号令和5年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和5年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押しつける仕組みです。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫る高齢者いじめの制度であり、廃止すべきだと考えま



す。以上のことから、議案第16号には反対です。

○議長（中松和彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第16号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

我が国の保健医療制度は、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現しており、その根幹をなすのが国民皆保険制度であります。そして、後期高齢者医療制度は、少子・高齢化の進展や医療の高度化等により医療費が増大する中、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代の方々が安心できる国民皆保険制度を維持するために必要な制度であります。

令和5年度予算は、必要となる保険料を見込むとともに、低所得者の保険料軽減のため一般会計からの繰入金を計上するなど、制度の適切な運用を図るために必要な予算を計上したものでありますので、私は議案第16号に賛成いたします。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、議案第16号令和5年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第17号令和5年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和5年度小豆島町介

護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号令和5年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和5年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第19号令和5年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和5年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和5年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第6号及び発議第2号に対する討論及び採決

○議長（中松和彦君） 次、日程第4、議案第6号及び発議第2号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第6号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については原案のとおり可決されました。

次、発議第2号小豆島町議会の個人情報の保護に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、発議第2号小豆島町議会の個人情報の保護に関する条例に反対をいたします。

国の個人情報保護法改定法では、国会や裁判所を対象としていないことに倣い、地方議会も対象にしていません。しかし、議会も引き続き個人情報保護の対象としていく趣旨から、議会での条例化は必要だと考えます。しかし、今回の条例に対して議会全体での検討がされなかったこと、また議会は共通ルール化の適用対象から除かれているにもかかわらず、条例には匿名加工情報が条文に定められていることなど問題があり、先ほど述べた国の方針に追随するものであることから反対をいたします。以上です。

○議長（中松和彦君） 次、原案に賛成の方の発言を許します。10番谷康男議員。

○10番（谷康男君） 私は、発議第2号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

地方公共団体の個人情報制度については統合後の個人情報の保護に関する法律に一元されますが、議会は同法の適用除外となります。そのため、小豆島町議会における個人情報

の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するために条例を整備するものでありますので、私は発議第2号に賛成いたします。

○議長（中松和彦君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中松和彦君） 起立多数です。よって、発議第2号小豆島町議会の個人情報の保護に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、報告第5号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第5号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（中松和彦君） 総務課長。

○総務課長（山口総一郎君） 上程議案集の2ページをお開きください。

報告第5号専決処分の報告についてです。

公用車の接触事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

令和5年1月23日、神懸通甲1505番地1地先において発生した公用車の接触事故について、2月24日に和解いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目2の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として17万7,600円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金の全額が町村会の保険で賄われております。

事故の概要ですが、ごみ収集車がごみステーションにて作業を終え後進したところ、後方にいた車両に接触し、相手方のフロントバンパーを損傷させたものでございます。以上、報告を終わります。

○議長（中松和彦君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第21号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、議案第21号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第21号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の金額が増額となったことから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第21号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

追加上程議案集の4ページをお願いいたします。

今回の改正は、出産育児一時金の額の改定に係るものでございます。出産育児一時金につきましては、基本額に産科医療償制度加入医療機関で出産した場合はその掛金を加算して支給しております。令和5年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が引き上げられること、また条例中の字句の削除を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。

第5条は、出産育児一時金の額を40万8千円から48万8千円に改めるものでございます。これにより、改正後は、基本額48万8千円に、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合はその掛金である1万2千円を加算した50万円を支給するものでございます。

次に、第7条につきましては、根拠法令の法律番号を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるもの
でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 参考のために分かれば教えていただきたいんですが、小豆島
中央病院で出産した場合に費用はどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 小豆島中央病院での出産費用の額ということですが、
詳細な額については確認できておりませんが、令和3年度に厚労省が集計した香川県
内の公立病院の正常分娩の平均費用については48万8,083円になっておりますので、これ
と同等の額になるのではないかと考えております。この額に個室料や産科医療補償制度の
掛金などを加えると50万円近い額になると考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号小豆島町国民健康保険
条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第22号 小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正す  
る条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、議案第22号小豆島町子ども医療費助成に関する条  
例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町  
長。

○町長（大江正彦君） 議案第22号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改

正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から香川県乳幼児医療費支給事業の補助対象年齢が9歳年度末までに拡充されるため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第22号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、香川県が市町に対して補助する香川県乳幼児医療費支給事業の対象年齢が6歳年度から9歳年度までに拡充されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。なお、本条例は、小豆島町子ども医療費助成に関する条例及びそれに関連する条例を一部改正しようとするもので、3条立ての構成となっております。

それでは、第1条、小豆島町子ども医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

第2条第1項は、本条例における子供の定義を定めております。改正前は満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児と満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童・生徒等と別建てで規定をしておりましたものを、改正後は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と一元的に規定するものでございます。

次に、第3条第2項につきましては、次の8ページ、第2号及び第3号にある「児童生徒等」を「子ども」に改めるものでございます。

次に、第2条小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について、新旧対照表によりご説明いたします。

第3条第2項は、対象者の除外規定でございます。第2号につきまして、満6歳を満9歳に改め、香川県乳幼児医療費支給事業対象者について、ひとり親家庭等医療費の対象外とすると規定するものでございます。

次の第3条小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正につきましても、ひとり親家庭等医療費支給に関する条例と同様に所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置としてこの条例の規定は令和5年4月1日以降に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた

医療費の助成については、なお従前の例によるものがございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号小豆島町子ども医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 2 3 号 令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 9 議案第 2 4 号 令和 4 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 1 0 議案第 2 5 号 令和 4 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第
4 号）

○議長（中松和彦君） 次、日程第 8、議案第23号令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第10、議案第25号令和 4 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）までは相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第23号令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 8 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において補正をお願いいたします額は、2,171万 5 千円の減額でございます。

補正の内容といたしましては、総務費6,914万 6 千円、民生費436万 7 千円の減額、衛生費1,780万 9 千円の減額、農林水産業費2,553万 4 千円の減額、商工費3,886万 6 千円の減額、土木費134万円の減額、消防費294万 3 千円、教育費1,802万 6 千円の減額、公債費153万 8 千円、諸支出金1,060万円でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第24号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第25号介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましても、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第8、議案第23号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第23号令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の11ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から2,171万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億5,833万7千円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を15ページ、16ページの第2表繰越明許費のとおり定めるものでございます。

第3条は地方債の補正であり、17ページの第3表地方債補正のとおり変更するものであります。

恐れ入ります。15ページの第2表繰越明許費をご覧ください。

記載のとおり、20の事業について繰越しをお願いするものでございます。このうち番号1、小豆島町人口ビジョン基礎資料作成事業39万1千円につきましては、令和2年の国勢調査の結果を踏まえて、本町の人口ビジョンを改定するに当たり基礎資料の作成を業者に委託しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の公表が遅れていることから、国の将来人口推計値が出るのを待って作業する必要があり、繰り越すものでございます。

次に、番号2、映像作品の素晴らしさを発信する記念事業857万5千円につきましては、高峰秀子生誕100年記念事業を実施するに当たり、昨年9月議会において東京タワー展示会の基本計画策定委託料等を補正予算にてご議決賜りましたが、遺族をはじめ関係者との調整に不測の日数が生じたことから繰り越すものでございます。

次に、番号4、戸籍電算システム改修事業1,177万円につきましては、戸籍システムのクラウド化に向けて昨年9月議会において補正予算をご議決いただきましたが、プログラムの追加設定作業に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

次に、番号3、住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金事業7,036万2千円、次ページの一番下、20番、土地取得事業1,060万円につきましては、本補正予算において追加提

案している事業であり、必要となる事業期間が確保できないことから繰り越すものでございます。

15ページに戻っていただき、ページの中ほどより少し下、9番、ナラ枯れ防除事業1,284万6千円につきましては、地権者からの同意を得るのに不測の日数を要したものでございます。

次に、番号5、塵芥収集車整備事業992万3千円をはじめ、いわゆる社会資本整備事業、県営小豆広域実施分を含めたハード事業につきましては、例年同様半導体の不足、施工方法の検討、現場での調整、土地所有者との交渉、地元や漁協等関係機関との協議などによって不測の日数を要したことから繰り越すものでございまして、個々の説明は省略させていただきます。

次に、17ページの第3表地方債補正をご覧ください。

増額分につきましては、2行目の観光施設整備事業が620万円の増、その下の県営急傾斜地崩壊対策事業負担金が10万円の増となっており、これは二十四の瞳映画村前公衆トイレ改修事業等の辺地対策事業債の追加補正と県営急傾斜地対策事業の事業費が増額になったことによるものであります。また、減額分につきましては、各事業の精算によるものであり、各事業の補正後の限度額は表に記載のとおりでございます。なお、地方債全体ではマイナス1,820万円の減額となっております。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和4年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）説明書の12、13ページをお開き願います。12、13ページでございます。

今回の補正予算につきましては、例年同様人件費の補正、各種事業及び社会保障給付費等の精算見込みによる増減が主な内容となっております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業の縮小、中止、延期が余儀なくされ、昨年度同様に多岐にわたる科目で減額が生じております。つきましては、人件費の補正とこれまでの議会において既にご審議を賜り、議決を頂戴している事業の精算見込み等による減額補正につきましては、昨年度と同様に説明を割愛させていただき、新たに追加補正で計上しております科目につきご説明申し上げます。また、歳入の補正予算につきましては、歳出予算の説明に併せて財源の内訳として説明させていただきます。

それでは、歳出予算の補正を申し上げます。

まず、ページの中段になります、2款総務費、1項7目企画費、7節報償費、説明欄2のふるさと納税特産品等1,290万円、11節役務費、説明欄1の手数料850万円、24節積立

金、説明欄 1 のふるさとづくり基金積立金2,250万円のうち、2,150万円につきましては、ふるさと納税寄付金を当初予算では9億円で計上しておりましたが、本年度は9億4,300万円程度の寄付が見込まれることから、特産品等の返礼品、ポータルサイト等の手数料、頂戴した寄付を来年度以降に活用するための積立金をそれぞれ計上したものであります。また、24節積立金、説明欄 1 のふるさとづくり基金積立金2,250万円のうち、100万円につきましては、町内の事業者から子供たちの学びに活用してもらいたいとの寄付がございましたことから、一旦基金に積み立て、令和5年度予算において活用したいと考えております。また、説明欄 2 のオリーブの実りを活かした教育・スポーツ・子育て振興基金積立金300万円につきましては、本定例会の議案第3号の基金条例でご説明したものでございます。

次に、1枚めくっていただき、14、15ページをお開き願います。

ページの一番上でございます、20目住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金事業費7,036万2千円につきましては、物価高騰が続く中で、特に影響の大きい非課税世帯の生活を支援するため、内閣府との協議を行い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり3万円を支給する給付金と必要となる事務費を計上したものでございます。なお、対象世帯は2,200世帯を予定しており、基準日は3月31日とし、申請を必要としないプッシュ型での給付を考えております。

次に、ページの一番下になります、3款民生費、1項2目高齢者福祉費、ページをめくっていただき、17ページの一番上です、12節委託料、説明欄 3、老人保護措置委託料454万8千円につきましては、養護老人ホームの措置人数が2名程度増加したことから措置費の追加をお願いするもので、財源は一般財源でございます。

1行飛んで、22節償還金利子及び割引料13万2千円につきましては、小豆島中央病院が実施した介護医療院の整備事業について、補助金から差し引くべき仕入れ控除税額が確定したことから返還金を計上したもので、財源は事業者からの返還金でございます。

次に、ページの中ほどになります、5目障害者福祉費、19節扶助費、説明欄 4 の障害児通所給付費1,833万2千円と説明欄 5 の障害児相談支援給付費45万1千円につきましては、障害児の通所サービス利用者が平均で9名程度増加したことから給付費の増額をお願いするもので、財源は国庫負担金が2分の1、県負担金が4分の1、残りが一般財源であります。

また、22節償還金利子及び割引料642万4千円につきましては、令和3年度の障害者福祉事業に係る国庫負担金が確定したことから超過交付分を返還するもので、財源は一般財

源でございます。

次に、ページの一番下になります、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ページをめくっていただき、19ページの一番上、12節委託料38万5千円につきましては、香川県の子ども医療費助成事業において、補助対象年齢が小学校就学前から小学校3年生までに引き上げられることに対応するためシステム改修を実施するもので、財源はふるさとづくり基金を活用いたします。

22節償還金利子及び割引料315万4千円につきましては、令和3年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の事業費が確定したことから超過交付分を国へ返還するもので、財源は一般財源であります。

次に、ページの中ほどより少し上になります、4款衛生費、1項1目保健衛生費、22節償還金利子及び割引料26万5千円につきましては、令和3年度の産婦健康診査等の事業費が確定したことに伴い、超過交付分を国へ返還するもので、財源は一般財源であります。

次に、1枚めくっていただき、20、21ページをお開き願います。

ページの上でございます、4項1目病院費、18節負担金補助及び交付金1,344万2千円につきましては、小豆島中央病院に対する国の財政支援でございます地方交付税措置額が確定したことから追加の負担金を計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、ページの下の方になります、6款農林水産業費、2項1目林業振興費、12節委託料57万9千円につきましては、ナラ枯れ防除事業の歩掛かり単価が上昇したことから委託料の増額をお願いするもので、財源は県補助金2分の1と一般財源でございます。

次に、少し飛びますが、24、25ページをお開き願います。24、25ページでございます。

ページの中ほどになります、8款土木費、3項河川費、2目急傾斜地対策費、18節負担金補助及び交付金12万円と、4項港湾費、2目港湾建設費、18節負担金補助及び交付金2,748万7千円につきましては、それぞれ香川県が実施する事業費が確定したことに伴い、県への負担金を計上したもので、財源は地方債と一般財源であります。

次に、1枚めくっていただき、26、27ページをお開き願います。

ページの中ほどより少し下になります、10款教育費、2項3目放課後児童クラブ事業費、12節委託料106万3千円につきましては、内海放課後児童クラブの運営に対する基準単価の増額等が行われたことから委託料を増額計上したもので、財源は国、県、町、それぞれ3分の1でございます。

次に、1枚めくっていただき、28、29ページをお開き願います。

こちらもページの中ほどになります、5項社会教育費、2目公民館費、14節工事請負

費、説明欄 2 の橘公民館倉庫設置工事122万 4 千円につきましては、工事の実施に当たり交通安全対策の徹底が地元から要望され、ガードマンを配置したことなどから工事費を増額したもので、財源はふるさとづくり基金を活用いたします。

次に、ページの下の方になります、6 項保健体育費、2 目学校給食施設費、10 節需用費454万 4 千円につきましては、物価高騰の影響等により給食の賄い材料費が不足することに加え、調理機器の修繕料等を計上したもので、財源はふるさとづくり基金と一般財源でございます。

次に、ページの一番下になります、12 款公債費、1 項 2 目利子、ページをめくっていただき、31 ページの一番上、22 節償還金利子及び割引料153万 8 千円につきましては、日銀の一部金融緩和に伴い町債の借入金利が上昇しており、利子償還の予算が不足することから計上したもので、財源は一般財源であります。

最後に、13 款諸支出金、1 項 1 目土地建物取得費、16 節公有財産購入費1,060 万円につきましては、J A 坂手支店の跡地を取得する費用を計上したものであります。J A 跡地は坂手港に隣接し、今後の町の活性化に向けて重要な土地でございます。また土地の下には一部水路が走っており、今後の水路改修等を考えると町が取得しておく必要があることから購入するもので、財源は一般財源であります。以上、駆け足での説明となりましたが、議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号令和 4 年度小豆島町一般会計補正予算（第 8 号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第 9、議案第24号令和 4 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第24号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の18ページをお願いいたします。

第1条は、規定の額に歳入歳出それぞれ228万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億8,129万円とするものでございます。

今回の補正は、小豆島中央病院が実施する在宅ケアサービス及び医療機器整備に対して交付される交付金が増額となったことから所要の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の38、39ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金は、先ほど説明いたしましたとおり、交付金が増額となることから22万8千円を増額補正するものでございます。

次に、40、41ページ、歳出についてご説明いたします。

7款諸支出金、3項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金は、歳入で受け入れた交付金を小豆島中央病院に交付するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号令和4年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第10、議案第25号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第25号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の20ページをお願いいたします。

第1条は、規定の額から歳入歳出それぞれ8,245万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,598万8千円とするものでございます。

今回の補正は、介護給付費、地域支援事業費の精算等に伴い、所要の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の48、49ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金は2,174万3千円の減額でございます。これは、介護給付費の給付実績の減に伴い、1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金をそれぞれ減額するとともに、地域支援事業の利用実績により、2目総合事業調整交付金、3目地域支援事業交付金につきまして、不用となる額をそれぞれ減額するものでございます。

次の4款支払基金交付金2,348万5千円、5款県支出金1,373万6千円、7款繰入金のうち、1項1目介護給付費繰入金988万4千円及び2目地域支援事業繰入金98万4千円の減額につきましても、利用実績に伴うものでございます。

また、5目その他一般会計繰入金は、介護認定に係る費用に不用額が見込まれることから70万円を減額するものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費等の減により基金からの繰入れが不用となる見込みから、予算の全額を減額するものでございます。

9款諸収入は、配食サービス等の利用実績に基づき、利用者負担金を63万7千円減額するものでございます。

続きまして、52ページ、53ページ、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、3項2目認定調査等費につきましては、人件費の不用額70万円を減額するものでございます。

2款保険給付費及び次の54ページの3款地域支援事業費の各項において、サービスの利用状況に応じ不要となる額をそれぞれ減額するものでございます。

最後に、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金でございますが、今回の介護給付費の減額補正により、財源である第1号被保険者保険料の剰余分が発生するため、基金に積み立てる額を586万8千円増額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号令和4年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（中松和彦君） 次、日程第11から日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、日程第11から日程第13を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。



閉会 午後 2 時10分

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員